



補聴器購入費を助成します

東大阪市では、聴力の低下により日常生活に支障のある高齢者の方を対象に、社会参加や地域交流を支援し、認知症やフレイル予防を図ることを目的として、モデル事業として補聴器の購入費用を助成します。

最近、耳が聞こえにくくなったと感じることはありませんか？ 

- 会話のとき、聞き返すことがよくある。
- 電子レンジの音が聞こえにくい。
- テレビの音量が大きいとよく言われる。

助成対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- (1)本市の住民基本台帳に登録されている方で、現に居住する満65歳以上の方
 - (2)当該年度(6月までの申請の場合は前年度)において市民税非課税世帯の方
 - (3)聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
 - (4)耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けた方
- ※ 原則、中等度難聴程度(両耳の聴力レベル40db以上70db未満)の方

助成内容

助成上限額：**30,000円**（1人1回限り）

- 助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体及び付属品（集音器は対象外）
- 補聴器は、本市に登録された補装具事業者から購入したものに限ります。
- 医師意見書の作成に必要な費用(診察料、検査料、文書料等)は自己負担となります。
- 片耳、両耳問わず上限は30,000円

留意事項

- 申請前に購入されたものは対象外です。**
- 助成を希望される方は、必ず市(高齢介護課)窓口にて申請書等を受け取ってから手続きをお願いします。(手続きの流れは裏面のとおりに)
- 申請件数が予算上限(200台分)に達した場合は、受付を終了します。

申込期間

令和7年5月1日(木) から 令和8年2月27日(金) まで

お問い合わせ先・申請窓口

東大阪市 福祉部 高齢介護室 高齢介護課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎9階
電話: 06(4309)3185 FAX: 06(4309)3814
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000039824.html>

ウェブサイト→



手続きの流れ

① 申請書の入手

高齢介護課(東大阪市役所 本庁舎9階 5番窓口)にて、「申請書」と「医師意見書」用紙(市指定の様式)をお渡しします。
(生活保護を受給されている方は、医療機関受診前に福祉事務所の担当者にご相談ください。)

② 耳鼻咽喉科の受診

「医師意見書」用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
※「医師意見書」の作成に必要となる費用(診察料、検査料、文書料等)は自己負担となります。
医師に補聴器の使用が必要と認められた場合、「医師意見書」に記入を受けてください。
(検査の結果、助成対象とならなかった場合はその旨を必ず高齢介護課までお知らせください。)

③ 補聴器販売店で「見積書」を取得

補聴器販売店(本市に登録された補装具事業者に限ります)で補聴器の相談や試聴を行い、購入を予定する補聴器の「見積書」を受け取ってください。
※「見積書」には、申請者(補聴器が必要な方)の氏名・補聴器の製品名(型番)・金額の記載が必要です。

④ 市に申請

①でお渡しした「申請書(裏面アンケート)」に必要事項を記入し、②・③で取得した「医師意見書」「見積書」と併せて市に提出していただきます。

⑤ 「交付決定通知書」の受領

申請後、助成が決定されると、市から「決定通知書」と「助成金請求書」を申請者にお送りします。代理受領(※下記助成方式参照)の場合は、併せて「委任状」をお送りします。

⑥ 補聴器の購入、「領収書」の取得

決定通知書が届いてから、③の補聴器販売店で補聴器を購入してください。
(代理受領の場合は⑤でお送りした書類を販売店に持参)

購入時に必ず「領収書」を取得してください。
※「領収書」には、申請者の氏名・補聴器の製品名(型番)・金額の記載が必要です。

⑦ 市(高齢介護課)に補助金の請求

⑤の「助成金請求書」に必要事項を記入し、⑥で取得した「領収書」の写しを添付し、市に提出していただきます。(代理受領の場合は事業者からの提出)

⑧ 「確定通知書」の受領、助成金の交付(振込)

提出書類に不備がなければ、市から「確定通知書」を申請者に送付し、申請者または代理受領協力事業者の口座に助成金を振り込みます。

■ 助成方式

助成方式には、申請者が全額事業者へ支払ったのち、市へ助成金の請求を行い交付を受ける方式(A)と、申請者はあらかじめ助成金分を引いた金額を協力事業者へ支払い、協力事業者が市へ助成金の請求を行う代理受領方式(B)があります。

(例)5万円の補聴器購入の場合

